

# 重要事項説明書



## 【契約概要のご説明・注意喚起情報のご説明】

- この書面は、タフ・住まいの保険に関する重要な事項を説明しております。ご契約される前に必ずお読みいただき、申込書の質問事項にご回答のうえ、記載内容に誤りがないことを確認し、お申込みくださいますようお願いいたします。
- この書面は、ご契約に関する全ての内容を記載しているものではありません。詳細は、普通保険約款・特約集をご確認ください。  
※「タフ・住まいの保険」は、家庭総合保険のペットネームです。
- ▶ご契約者と被保険者が異なる場合は、被保険者の方にもこの書面の内容をお伝えくださいますようお願いいたします。
- ▶ご契約時にインターネット「Web約款」をご選択いただいたお客さまは、普通保険約款・特約集の内容は、「Web約款」をご確認ください。

ご不明な点につきましては、  
代理店・扱者  
または弊社まで  
お問合わせください。



この重要事項説明書は、大きく2つの内容で構成されています。

## I 契約概要 のご説明 P.2～P.5

ご契約に際して、  
特にご確認いただきたい事項を記載しています。

### タフ・住まいの保険の概要

- 1 商品の仕組みおよび引受条件等 ..... 2
- 2 保険料 ..... 4
- 3 保険料の払込方法等 ..... 4
- 4 団体扱・集団扱のご契約について ..... 4
- 5 満期返れい金・契約者配当金 ..... 4
- 6 解約返れい金の有無 ..... 4

### 地震保険の概要

- 1 商品の仕組み ..... 4
- 2 保険金をお支払いする場合(補償内容) ..... 4
- 3 保険金をお支払いできない主な場合等 ..... 5
- 4 引受条件(保険金額等) ..... 5
- 5 セットでご契約いただくタフ・住まいの保険が長期契約の場合 ..... 5

サービスのご案内 ..... 5

お客さまに関する情報の取扱い ..... 5

この書面における主な用語についてご説明します。

再調達価額	同等のものを新たに建築あるいは購入するのに必要な金額をいいます。
時価額	再調達価額から「使用による消耗分」を差し引いて算出した金額をいいます。

## II 注意喚起情報 のご説明 P.6～P.8

ご契約に際して、ご契約者にとって不利益となる事項等、  
特にご注意ください事項を記載しています。

- 1 クーリングオフ説明書(ご契約のお申込みの撤回等について) ..... 6
- 2 告知義務(ご契約時にお申し出いただく事項) ..... 6
- 3 通知義務(ご契約後にご連絡いただく事項) ..... 6
- 4 重大事由による解除 ..... 7
- 5 無効、取消し、失効について ..... 7
- 6 保険責任開始期 ..... 7
- 7 保険金をお支払いできない主な場合等 ..... 7
- 8 分割保険料の払込猶予期間等の取扱い ..... 7
- 9 解約と解約返れい金について ..... 7
- 10 保険会社破綻時の取扱い ..... 7
- 11 万一、事故が発生した場合のご注意 ..... 7
- 12 保険金支払後の保険契約 ..... 8

その他ご注意ください事項 ..... 8

## 保険会社等の連絡・相談・苦情窓口について

弊社へのご相談・苦情がある場合は

事故が発生した場合は

遅滞なくご契約の代理店・扱者または下記にご連絡ください。

カスタマーセンター  
**0120-721101**

あんしん24受付センター  
**0120-985024**

※受付時間[平日AM9:00～PM5:00  
(土日祝日および年末年始を除きます)]

※受付時間[365日24時間]

※携帯電話・PHSからもご利用いただけます。  
※おかけ間違いにご注意ください。

## 指定紛争解決機関について

弊社との間で問題を解決できない場合は

弊社は、保険業法に基づく金融庁長官の指定を受けた指定紛争解決機関である(社)日本損害保険協会と手続実施基本契約を締結しています。弊社との間で問題を解決できない場合には、(社)日本損害保険協会に解決の申し立てを行うことができます。

(社)日本損害保険協会 そんぽADRセンター  
[ダイヤル] **0570-022808**

※受付時間[平日AM9:15～PM5:00(土日祝日および年末年始を除きます)]  
※通話料はお客さまのご負担となります。  
※携帯電話からもご利用いただけます。  
※PHS・IP電話からは**03-4332-5241**をご利用ください。  
※おかけ間違いにご注意ください。  
※詳細は、(社)日本損害保険協会のホームページをご覧ください。  
<http://www.sonpo.or.jp/>

## I 契約概要のご説明

### タフ・住まいの保険の概要

#### 1 商品の仕組みおよび引受条件等

##### 1 商品の仕組み

- (1) タフ・住まいの保険は、火災をはじめとするさまざまな偶然な事故等により、保険の対象に発生した損害や費用を補償する保険です。
- (2) タフ・住まいの保険は、保険の対象である建物または保険の対象である家財を収容する建物が専用住宅、共同住宅および店舗や事務所などを併設した併用住宅である場合に、ご契約いただける保険です。
- (3) タフ・住まいの保険には、補償範囲の異なる3つのプラン「ワイド」「ベーシック」「エコノミー」があり、いずれかの補償プランをご選択のうえ、ご契約いただけます。それぞれの補償プランの内容は④保険金をお支払いする場合(補償内容)をご参照ください。
- (4) タフ・住まいの保険は、保険金の支払基準(注)を「新価」「時価」のいずれかからご選択のうえ、ご契約いただけます。保険金の支払基準については、④保険金をお支払いする場合(補償内容)(5)引受条件(保険金額等)をご参照ください。  
(注) 保険金額の設定やお支払いする保険金の額を算出するための基準をいいます。
- (5) 地震保険をセットでご契約いただく場合は、地震等により保険の対象(居住用建物またはその収容家財)が損害を受けた場合に保険金をお支払いします。

#### < 保険の対象に含まれるもの > (注1)(注2)(注3)

保険の対象	各補償プラン共通	補償プラン		
		ワイド	ベーシック	エコノミー
建物	(1)畳または建具類 (2)電気、通信、ガス、給排水、衛生、消火、冷房・暖房、エレベーター、リフトなどの設備のうち建物に付加した物 (3)浴槽、流し、ガス台、調理台、棚などで建物に付加した物 (4)門、塀もしくは垣または物置、車庫その他の付属建物(注4)	○	○	○
家財(家財一式)	(1)被保険者の親族の所有する家財で申込書に記載された建物敷地内に収容されているもの (2)建物と家財の所有者が異なる場合は、家財の所有者が所有する次の物 ①畳または建具類 ②電気、通信、ガス、給排水、衛生、消火、冷房・暖房、エレベーター、リフトなどの設備のうち建物に付加した物 ③浴槽、流し、ガス台、調理台、棚などで建物に付加した物	○	○	○

(注1) 申込書に保険の対象としない旨を記載された場合は保険の対象に含まれません。  
(注2) 補償プランが「エコノミー」の場合、付属設備・屋外設備などのみを保険の対象とすることができます。  
(注3) 保険の対象である建物または保険の対象である家財を収容する建物が店舗や事務所などを併設した併用住宅の場合でも、上記に掲げるものが保険の対象に含まれます。  
(注4) チェーンボール、チェーンゲート、車止め、バリカーなどは保険の対象に含まれません。「敷地内構築物修復費用補償特約」をセットすることにより、チェーンボール、チェーンゲート、車止め、バリカーなどの他、タンク、外灯などの屋外設備・装置や、庭木を補償の対象とすることができます。詳細は④保険金をお支払いする場合(補償内容)(4)セットできる主な特約とその概要をご参照ください。

#### ⚠ 家財を保険の対象とする場合のご注意

家財を保険の対象としたご契約の場合、下表に○のあるものは、申込書に明記することで、保険の対象に含めることができます。  
(以下、「明記物件」といいます)

家財等	補償プラン	
	ワイド・ベーシック	エコノミー
①貴金属、宝玉、宝石、書画、骨董(とう)、彫刻物その他の美術品で、1個または1組の価額が30万円を超えるもの	○	○
②稿本(本などの原稿)、設計書、図案、証書、帳簿など	○	○
③自動車、自動三輪車、自動二輪車(注)	×	○
④通貨、有価証券、預貯金証書、印紙、切手など	×	○
⑤業務用の設備・什(じゅう)器等	×	×
⑥商品・製品等	×	×

(注) 125cc以下の原動機付自転車は申込書に明記しなくても保険の対象に含まれます。

ご契約に際して特にご確認いただきたい事項を、この「契約概要のご説明」に記載しています。

#### 2 建物の構造級別の判定方法

建物(注)の柱の種類および法令上の耐火性能により構造級別を判定します。詳細は「タフ・住まいの保険(家庭総合保険)ご契約ガイド」をご参照ください。

(注) 保険の対象が家財の場合には、保険の対象を収容している建物をいいます。

① 平成22年1月より、構造級別の判定方法が大きく変わりました

#### 3 構造級別の判定方法変更に伴う経過措置の適用について

平成22年1月に実施しました構造級別の判定方法変更に伴い、継続前契約の構造級別がB構造(2級)と判定されていた建物が、継続時にH構造(3級)となる場合には、一定条件を満たすときに保険料のご負担を軽減するための「経過措置」が適用されます(注)。「経過措置」の適用条件については「タフ・住まいの保険(家庭総合保険)ご契約ガイド」をご参照ください。

(注) 経過措置を適用したご契約をご継続される場合も引き続き適用されます。

#### 4 保険金をお支払いする場合(補償内容)

補償プランごとに主なものを記載しております。詳細は普通保険約款・特約集をご確認ください。また、お客さまの補償プランについては、申込書をご確認ください。

##### (1) 損害保険金のお支払いの対象となる場合

○: 損害保険金をお支払いする場合 ×: 損害保険金をお支払いできない場合

事故の種類	補償プラン		
	ワイド	ベーシック	エコノミー
①火災、落雷、破裂または爆発	○	○	○
②風災・雹(ひょう)災・雪災(注1)(注2)	○	○	○
③建物外部からの物体の落下・飛来・衝突等	○	○	×
④給排水設備の事故等による水ぬれ	○	○	×
⑤騒擾(じょう)、労働争議に伴う暴力・破壊行為	○	○	×
⑥盗難、盗難による損傷・汚損	○	○	×
⑦水災(注2)(注3)(注4) ※床上浸水または地盤面より45cmを超える浸水の場合	○	○	×
⑧不測かつ突発的な事故(上記①～⑦以外の事故)(注5)	○	×	×
⑨持ち出し家財(上記①～⑥の事故) ※家財を保険の対象とした場合(注2)	○	○	×

(注1) 風災・雹(ひょう)災・雪災の補償内容を「損害の額が20万円以上の場合に補償」とすることも可能です。

(注2) お支払いする損害保険金の額は、損害の額から保険証券に記載された自己負担額を差し引いた額となります。なお、保険証券に自己負担額の記載がない場合は、適用されません。





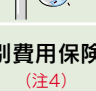
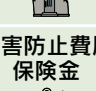
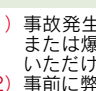
(注3) 水災の補償を「補償なし」としたときは、水災により発生した損害についてはお支払いの対象外となります。

(注4) 「水災一時金補償特約」をセットすることで、水災により発生した損害に対する保険金支払方法を、100万円を限度に保険金額の5%をお支払いする内容に変更することができます。詳細は④保険金をお支払いする場合(補償内容)(4)セットできる主な特約とその概要をご参照ください。

(注5) 家財または明記物件に発生した不測かつ突発的な事故による損害に対してお支払いする損害保険金の額は損害の額から、自己負担額3,000円を差し引いた額となります。

(2) 主な費用保険金 (各補償プラン共通)

損害保険金とは別に、事故の形態によって被災時のさまざまな費用を補償する費用保険金をお支払いします。詳細は普通保険約款・特約集をご確認ください。

費用保険金の種類	費用保険金をお支払いする場合とその額
 <b>事故発生時諸費用保険金</b> <small>(注1)</small>	失火による見舞費用など、事故発生時に臨時に発生する費用としてお支払いします。 ○お支払いする費用保険金の額 [損害保険金×30%] ※300万円が限度となります。 ○この費用保険金は、補償プランごとに損害保険金(生活用の通貨等の盗難および持ち出し家財の損害保険金を除きます)が支払われる場合に、お支払いします。
 <b>地震火災費用保険金</b>	地震・噴火またはこれらによる津波を原因とする火災により、建物が半壊以上となった場合などに、臨時に発生する費用としてお支払いします。 ○お支払いする費用保険金の額 [保険金額×5%] ※300万円が限度となります。
 <b>災害緊急費用保険金</b>	火災、落雷、破裂・爆発による損害の復旧にあたり支出した必要かつ有益な費用(仮住まいの賃借費用・建物の仮修理費用など)をお支払いします。 <small>(注2)</small> ○お支払いする費用保険金の額 [実際に支出した額] ※保険金額の10%または100万円のいずれか低い額が限度となります。
 <b>ドアロック交換費用保険金</b>	日本国内で保険の対象である建物のドアのかぎが盗難された場合に、ドアの錠の交換に必要な費用をお支払いします。 <small>(注3)</small> ○お支払いする費用保険金の額 [実際に支出した額] ※3万円が限度となります。
 <b>水道管修理費用保険金</b>	建物の専用水道管が凍結によって損害を受けた場合に、修理に必要な費用をお支払いします。 ○お支払いする費用保険金の額 [実際に支出した額] ※10万円が限度となります。
 <b>特別費用保険金</b> <small>(注4)</small>	損害保険金(生活用の通貨等の盗難および持ち出し家財の損害保険金を除きます)のお支払額が、1回の事故で保険金額の80%に相当する額を超え、ご契約が終了する場合にお支払いします。 ○お支払いする費用保険金の額 [損害保険金×10%] ※200万円が限度となります。
 <b>損害防止費用保険金</b>	火災、落雷、破裂・爆発が発生した場合に、損害の発生および拡大の防止のために支出した消火薬剤の再取得などに必要な費用をお支払いします。 ○お支払いする費用保険金の額 [実際に支出した額]

- (注1) 事故発生時諸費用保険金のお支払い対象事故を「火災、落雷、破裂または爆発に限定」するタイプ、「補償なし」とするタイプもお選びいただけます。
- (注2) 事前に弊社にお申し出いただく必要があります。
- (注3) ドアとは、建物または戸室の出入りに通常使用するドアをいいます。
- (注4) 保険金の支払基準を「時価」としたご契約の場合、または家財新価実損払をお選びいただいたご契約の家財に対してはお支払い対象とはなりません。

(3) 保険金をお支払いできない主な場合等

主なものを記載しております。詳細は普通保険約款・特約集をご確認ください。

- 火災等の事故の際における紛失・盗難の損害
- 水災によって保険の対象に発生した損害の額が、再調達価額または時価額の30%未満であり、かつ建物に床上浸水または地盤面より45cmを超える浸水も発生しなかった場合(補償プランが「ワイド」「ベーシック」の場合)
- 地震保険をセットでご契約されない場合の地震による損害(地震火災費用保険金はお支払い対象となる場合があります)  
詳細は「注意喚起情報のご説明」の「7 保険金をお支払いできない主な場合等」(3)をご参照ください。
- 明記物件のうち申込書に明記されなかった家財に発生した損害  
詳細は「商品の仕組み」の「①家財を保険の対象とする場合のご注意」をご参照ください。

❗ 明記物件に関する特約について

この特約は、家財一式をご契約いただいた場合に自動的にセットされます。保険の対象である家財一式を収容する建物敷地内で、申込書に明記されなかった1個または1組の価額が30万円を超える宝石・貴金属等に、このご契約のお支払いの対象となる事故による損害(注1)が発生した場合に限り、これらを保険の対象とみなして、1個または1組ごとに30万円を限度(注2)に保険金をお支払いします。  
 ただし、故意または重大な過失によって申込書に明記されなかった場合、または宝石・貴金属等に損害があったことを確認できなかった場合は、保険金をお支払いできません。  
(注1) 水災・持ち出し家財に発生した損害・地震による損害は除きます。  
(注2) 1回の事故につき、100万円または家財の保険金額のいずれか低い額が限度となります。

(4) セットできる主な特約とその概要

主な特約とその概要を記載しています。詳細および記載のない特約については普通保険約款・特約集をご確認ください。  
(注1) 一般物件で保険金額が10億円以上の建物を保険の対象とするご契約の場合は、「テロ行為損害補償対象外特約」が自動的にセットされます。  
(注2) 次表の特約は、別途保険料を払い込みいただくことによりセットできます。ただし、「水災一時金補償特約」については取扱いが異なります。詳細はご契約の代理店・扱者または弊社までお問い合わせください。

特約の名称	特約の概要
<b>類焼損害補償特約</b>	建物やその収容家財からの火災または破裂・爆発事故によって、近隣の建物やその収容物等に類焼した場合に、類焼先の損害を補償する特約です。類焼先に他の保険契約等がある場合は、その保険契約等が不足する部分に対して保険金をお支払いします。
<b>携行品損害補償特約</b>	被保険者 <small>(注1)</small> が保険の対象である家財を収容する建物(建物が存在する敷地内を含みます)の外で携行する身の回り品(家財)に発生した偶然な事故による損害を補償する特約です。
<b>専用使用権付共用部分修理費用補償特約</b>	被保険者が専ら使用または管理するバルコニー・玄関ドア等の共用部分に発生した損害について、管理組合の規約に基づき被保険者が負担する修理費用を補償する特約です。
<b>敷地内構築物修復費用補償特約</b>	被保険者が所有する止車棚、パリアカー、タンク、外灯などの屋外設備・装置や、庭木に発生した損害について、被保険者が負担する修復費用を補償する特約です。
<b>個人賠償責任補償特約</b>	被保険者 <small>(注1)</small> が被保険者ご本人の居住の用に供される住宅 <small>(注2)</small> の所有・使用・管理または日常生活における偶然な事故 <small>(注3)</small> により、他人を死傷させたり、他人の物に損害を与えた結果、第三者に対して法律上の損害賠償責任を負った場合の損害を補償する特約です。
<b>法律相談費用補償特約</b>	被保険者 <small>(注1)</small> が第三者からの加害事故の結果、ケガをしたり、住宅や家財が損害を受けた場合の弁護士への法律相談費用を補償する特約です。
<b>弁護士費用等補償特約</b>	被保険者 <small>(注1)</small> が第三者からの加害事故の結果、ケガをしたり、住宅や家財が損害を受け、損害賠償請求を弁護士に委任した場合の費用等を補償する特約です。
<b>借家人賠償責任補償特約</b>	被保険者が偶然な事故により、借用住宅に損害を与えた結果、貸主に対して法律上の損害賠償責任を負った場合の損害を補償する特約です。
<b>借用住宅修理費用補償特約</b>	偶然な事故により借用住宅に損害が発生し、貸主との賃貸借契約に基づき、被保険者が自己の費用で修理した場合の修理費用を補償する特約です。ただし、主要構造部の修理費用を除きます。
<b>水災一時金補償特約</b>	水災によって、床上浸水または地盤面より45cmを超える浸水による損害等が発生した場合に、保険金額の5%(100万円が限度)をお支払いする特約です。

- (注1) 被保険者とは次のア. からエ. に掲げる方をいいます。  
 ア. 被保険者ご本人 イ. 被保険者ご本人の配偶者  
 ウ. 被保険者ご本人またはその配偶者の同居の親族  
 エ. 被保険者ご本人またはその配偶者の別居の未婚(婚姻歴がないこと)の子
- (注2) 住宅には別荘など一時的に被保険者ご本人の居住の用に供される住宅を含みます。
- (注3) 航空機・船舶・車両(人力のものやゴルフ・カートを除きます)の所有・使用または管理による事故を除きます。

❗ 特約をセットされる際のご注意

被保険者またはそのご家族が、既に同種の補償・特約等をご契約されている場合は、補償が重複し、保険料が無駄となることがあります。ご契約にあたっては、特約の補償内容について、ご要望に沿った内容であることを必ずご確認ください。  
(注) なお、複数あるご契約のうち、これらの補償・特約等が1つのご契約のみにセットされている場合は、そのご契約を解約されると、補償がなくなってしまうのでご注意ください。

(5) 引受条件 (保険金額等)

保険金額の設定については、以下の点にご確認ください。詳細は代理店・扱者または弊社までお問い合わせください。また、お客さまの保険金額については、申込書をご確認ください。

① 保険金額の設定

保険金の支払基準	保険金額の設定 <small>(注1)(注2)</small>
<b>新価</b> <small>(注3)</small>	◇事故が発生した場合には、明記物件を除き事故発生時の再調達価額を基準に保険金をお支払いします。 建物および家財(明記物件を除きます)の保険金額はご契約時の再調達価額いっぱいにご設定してください。 ◇明記物件については、事故発生時の時価額を基準に保険金をお支払いします。明記物件の保険金額は家財の保険金額とは別に、ご契約時の時価額いっぱいにご設定してください。 ◇再調達価額または時価額を超えてご契約されても、保険金のお支払いは再調達価額または時価額が限度となります。再調達価額または時価額を超えた部分は保険金をお支払いできませんので、ご注意ください。
<b>時価</b>	◇事故が発生した場合には、事故発生時の時価額を基準に保険金をお支払いします。 ◇保険金額が時価額に満たない場合は、お支払いする保険金が損害の額より少なくなる場合があります。 ◇時価額を超えてご契約されても、保険金のお支払いは時価額が限度となります。時価額を超えた部分は保険金をお支払いできませんので、ご注意ください。

- (注1) 建物の保険金額の設定にあたっては、土地代は除いてお決めください。  
(注2) 他の保険契約等がある場合は、合算した保険金額が再調達価額または時価額を超えていないかご確認ください。  
(注3) 保険期間が6年以上の場合、「保険金額調整等に関する特約」が自動的にセットされ、建築費または物価変動等により再調達価額が30%程度以上増減したときは、弊社から建物の保険金額の見直しをお知らせし、保険金額の増減に応じた保険料の返還または追加保険料の請求をさせていただきます。ただし、ご請求されていた追加保険料の払い込みがない場合、保険金が減額される場合があります。

② 家財新価実損払について

保険金の支払基準が「新価」で、家財一式を保険の対象とする場合にご選択いただけます。「家財新価実損払」とした場合、家財に発生した損害については保険金額(ご契約金額)を限度に事故発生時の再調達価額を基準とした損害の額を補償します(明記物件に発生した損害については保険金額を限度に事故発生時の時価額を基準とした損害の額を補償します)。ただし、特別費用保険金はお支払い対象とはなりませんのでご注意ください。  
 また、保険金額の設定にあたっては、ご契約時の再調達価額を限度に、お客さまのご希望に応じて設定いただけますが、複数のご契約に分けてご加入いただく場合は、ご契約をまとめてご加入いただくよりも、保険料の合計が高くなる場合がありますのでご注意ください。詳細は代理店・扱者または弊社までお問い合わせください。

③ 保険金額の設定に関するご注意

建物のみのご契約では、家財および明記物件の損害は補償されません。家財および明記物件を補償の対象とするためには、建物とは別に家財および明記物件の保険金額を設定してご契約いただく必要があります。

(6) 保険期間

タフ・住まいの保険の保険期間は、1年から36年(注)までの期間で設定できます。また、1年未満の短期でのご契約も可能です。詳細は代理店・扱者または弊社までお問い合わせください。また、お客さまの保険期間については、申込書をご確認ください。  
(注) 保険金の支払基準を「時価」とした場合、保険期間は1年以内となります。

2 保険料

保険料は、保険金額、保険期間、建物の所在地、構造、用法(注)等により決まります。詳細は代理店・扱者または弊社までお問い合わせください。また、お客さまの保険料については、申込書をご確認ください。

(注) 保険の対象または保険の対象を収容する建物の用法が店舗や事務所などを併設した併用住宅の場合、建物内で行われる職業(作業)の内容により、保険料が異なる場合があります。

3 保険料の払込方法等

保険料の払込方法および払込方式は次のとおりです。詳細は代理店・扱者または弊社までお問い合わせください。

(1) 払込方法 (以下の方法からご選択ください) (注1)(注2)

保険期間	払込方法	
1年	一時払 分割払(12回分割)	
長期	2~36年	長期一括払
	2~5年	長期年払 長期分割払(12回分割/年)
短期(1年未満)	一時払	

- (注1) お勤め先や所定の集団と弊社との間で集金事務の委託契約を交わしている場合は、団体扱または集団扱での払込方法を選択できます。  
(注2) 保険金の支払基準を「時価」とした場合、保険期間は1年以内となります。

(2) 払込方式 (以下の方式からご選択ください)

- 口座振替方式
  - 直接集金(扱者集金)方式
  - クレジットカード払方式(注1)
  - コンビニ等払方式(注2)(注3)
- (注1) 代理店・扱者によって取扱いきれない場合があります。  
(注2) 分割払、長期年払等の場合は取扱いきれません。  
(注3) 保険料はご契約後にお送りする払込取扱票にて、所定の払込期日までに、コンビニエンスストアまたはゆうちょ銀行(郵便局)で払い込みいただけます。

4 団体扱・集団扱のご契約について

団体扱または集団扱でご契約いただけるのは、ご契約者および被保険者が下表に該当する場合に限ります。詳細は代理店・扱者または弊社までお問い合わせください。

団体扱の場合	
ご契約者	団体に勤務し、その団体から毎月給与の支払いを受けている方またはその団体の役員を退職された方等
被保険者	①ご契約者 ②ご契約者の配偶者 ③ご契約者または配偶者の同居の親族 ④ご契約者または配偶者の別居の扶養親族

集団扱の場合	
ご契約者	①集団の所属員(次のa.~c.のいずれか) a. 集団の構成員(法人・個人を問いません) b. 集団に勤務する方(役員・従業員等) c. 集団の構成員の事業所に勤務する方(役員・従業員等) ②集団自身
被保険者	①ご契約者 ②ご契約者の配偶者 ③ご契約者または配偶者の同居の親族 ④ご契約者または配偶者の別居の扶養親族

なお、保険期間の途中で上記の条件を満たさなくなった場合は、残りの保険料を一括して払い込みいただくことやご契約を解約して改めてご契約いただくことがありますので、あらかじめご了承ください。

5 満期返れい金・契約者配当金

タフ・住まいの保険には、満期返れい金・契約者配当金はありません。

6 解約返れい金の有無

ご契約を解約される場合は、代理店・扱者または弊社にご連絡ください。なお、解約に際しては、解約時の条件により、保険期間のうち未経過であった期間の保険料を解約返れい金としてお支払いする場合があります。詳細は代理店・扱者または弊社までお問い合わせください。

地震保険の概要

1 商品の仕組み

① 商品の仕組み

地震保険は単独でご契約できません。タフ・住まいの保険とセットでご契約いただく必要があります。セットでご契約いただくタフ・住まいの保険が保険期間の途中で終了したときは、地震保険も同時に終了します。また、セットでご契約いただくタフ・住まいの保険の保険期間の中途から地震保険を追加することができます。

② 経過措置対象契約について

セットでご契約いただくタフ・住まいの保険に経過措置が適用される場合(注)には、地震保険にも経過措置を適用することができます。  
(注) タフ・住まいの保険の概要「1 商品の仕組みおよび引受条件等」③ 構造級別の判定方法変更に伴う経過措置の適用についてをご参照ください。

2 保険金をお支払いする場合(補償内容)

- (1) 地震等(地震・噴火またはこれらによる津波)を原因とする火災、損壊、埋没、流失によって保険の対象(居住用建物または家財)に次の損害が発生した場合に保険金をお支払いします。

損害の程度	お支払いする保険金
全損のとき	地震保険金額の100%(時価額が限度)
半損のとき	地震保険金額の50%(時価額の50%が限度)
一部損のとき	地震保険金額の5%(時価額の5%が限度)

上記の損害に至らない場合は、保険金のお支払い対象とはなりません。損害の程度である「全損」「半損」「一部損」の認定は、「地震保険損害認定基準」に従います。詳細は代理店・扱者または弊社までお問い合わせください。

(2) 1回の地震等による損害保険会社全社の支払保険金総額が6兆2,000億円を超える場合、お支払いする保険金は次の算式により計算した金額に削減されることがあります。(平成24年4月現在)

$$\text{お支払いする保険金} = \text{算出された保険金の額} \times \frac{6兆2,000億円}{\text{算出された保険金の総額}}$$

### 3 保険金をお支払いできない主な場合等

- 家財のうち、次のものは保険の対象に含まれません。これらのものをタフ・住まいの保険の対象に含めていても、地震保険では補償の対象となりません。
  - 通貨、有価証券、預貯金証書、印紙、切手、自動車
  - 貴金属、宝玉、宝石、書画、骨董(とう)、彫刻物その他の美術品で1個または1組の価額が30万円を超えるもの
  - 稿本(本などの原稿)、設計書、図案、証書、帳簿 など
- 建物・家財が地震等により損害を受けても、地震等が発生した日の翌日から起算して10日を経過した後に発生した損害や、保険の対象の紛失・盗難による損害の場合には保険金をお支払いできません。
- 建物・家財が地震等により損害を受けても、損害の程度が一部損に至らない損害の場合には保険金のお支払い対象とはなりません。

### 4 引受条件(保険金額等)

- 地震保険の保険の対象は「居住用建物」および「家財」となります。
- 建物・家財ごとに、セットでご契約いただくタフ・住まいの保険の保険金額の30～50%の範囲でお決めください。ただし、建物は5,000万円、家財は1,000万円が限度額となります。
  - (注1) 既に他の地震保険契約があり、追加でご契約いただく場合は、限度額から他の地震保険金額の合計を差し引いた残額が追加契約の限度額となります。
  - (注2) マンション等の区分所有建物の場合は、各区分所有者ごとに限度額が適用されます。
- 保険料は、保険金額の他に建物の所在地・構造により異なります。
- 地震保険には以下の割引が適用できる場合があります。詳細は代理店・扱者または弊社までお問合わせください。(注1)(注2)

割引制度	適用できる主な場合
建築年割引	昭和56年(1981年)6月1日以降に新築された建物および収容家財の場合
耐震等級割引	建築時等に登録住宅性能評価機関(注3)の評価を受けた住宅または長期優良住宅の普及の促進に関する法律に基づく認定を受けた住宅(注4)で、耐震等級が1～3に該当する建物および収容家財の場合
免震建築物割引	建築時等に登録住宅性能評価機関(注3)の評価を受けた住宅または長期優良住宅の普及の促進に関する法律に基づく認定を受けた住宅(注4)で、「免震建築物」に該当する建物および収容家財の場合
耐震診断割引	地方公共団体等による耐震診断または耐震改修の結果、改正建築基準法(昭和56年(1981年)6月1日施行)に基づく耐震基準を満たす建物および収容家財の場合

- (注1) 建築年割引、耐震等級割引、免震建築物割引および耐震診断割引はそれぞれ重複して適用できません。
- (注2) 割引の適用にあたっては、弊社所定の確認資料をご提出いただく場合がございますのであらかじめご了承ください。
- (注3) 「住宅の品質確保の促進等に関する法律」に基づき登録された登録住宅性能評価機関をいいます。
- (注4) 長期優良住宅に関する認定書類については、平成23年(2011年)7月1日以降、保険期間が開始するご契約から各割引の確認書類となります。

### 5 セットでご契約いただくタフ・住まいの保険が長期契約の場合

セットでご契約いただくタフ・住まいの保険の保険期間が1年を超える長期契約の場合(注)、地震保険の契約方式は、1年間または5年間ずつ自動的に継続する方式や、最高5年までの長期契約とする方式があり、セットでご契約いただくタフ・住まいの保険の保険期間とあわせてご契約いただきます。(注) タフ・住まいの保険の保険料払込方法が長期年払・長期分割払の場合は、地震保険の契約方式は1年間ずつ自動的に継続する方式となります。

#### <保険期間が自動的に継続する方式のご注意>

- 保険期間の満了日が属する月の前月10日までに継続しない旨のお申し出がないかぎり自動的に継続されます。
- 継続されるご契約の保険料は、保険期間の初日などの所定の期日までに払い込みください。所定の期日までに保険料の払い込みがない場合には、継続する契約の保険始期日以降に発生した事故に対しては、保険金をお支払いできない場合があります。
- 保険期間の途中で保険料率(保険料)が改定となった場合、改定日以降に継続されるご契約から保険料率(保険料)を変更させていただきますのでご了承ください。

#### ① 警戒宣言発令後の地震保険の取扱い

大規模地震対策特別措置法に基づく警戒宣言が発令されたときは、そのときから「地震保険に関する法律」に定める一定期間、警戒宣言に関する地域(東海地震に係る地震防災対策強化地域)内に所在する居住用建物または家財について、地震保険の新規契約または保険金額の増額契約はお引受けできませんのでご注意ください。

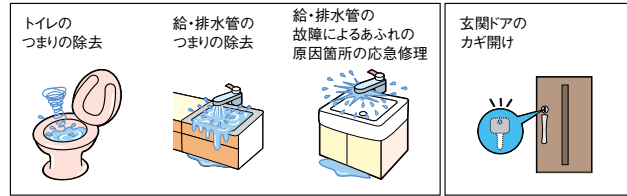
#### サービスのご案内

タフ・住まいの保険には次のサービスがセットされます。

##### <住まいの現場急行サービス>

下記のトラブルの際、現場での30分以内の一時的な応急修理費用(出張料および作業料)を無料とします。

##### ■水回りクイック修理サービス



##### ■玄関ドアカギ開けサービス

- 対象となる建物**  
被保険者(被保険者が法人の場合はその代表者となります)が居住する保険証券に記載された居住建物(保険の対象が家財の場合はその家財を収容する居住建物)が対象となります。
- 対象となる地域**  
日本国内であれば全国どこでもご利用できます。一部地域(離島等)ではご利用いただけません。

##### <住まいの安心サポート>

- ハウスクエアサポート(ホームセキュリティのご紹介/ハウスクリーニングのご紹介/引越し業者のご紹介)
- 暮らしのトラブル(法律)・税務ご相談(法律のご相談/税務のご相談)
- 健康・医療ご相談(健康・医療のご相談/病院情報のご提供/夜間休日医療機関情報のご提供)

\*住まいの現場急行サービスのご利用は、あんしん24受付センターにご連絡をいただき、あいおいニッセイ同和損保がサービス提供を委託する(株)安心ダイヤルが手配する業者をご利用いただくことが条件となります。  
\*上記はサービスの概要を記載したものです。サービスの詳細およびご利用方法については、ご契約後に保険証券と共にお送りする「火災保険サービスガイド」でご確認ください。(Web約款)をお選びいただいた場合には、Web上での確認をお願いします。

#### <お客さまに関する情報の取扱い>

- お客さまの情報の利用目的について  
お客さまからお預かりした情報は、適正な保険のお引受け、万一保険事故が発生した場合の円滑かつ適切な保険金のお支払い、保険契約に付帯されるサービスのご提供のほか、ご継続のご案内、保険制度の健全な運営(再保険契約に伴う諸手続きを含みます)、商品のご提案、グループ会社および提携先の商品・サービスのご提案・ご提供などに利用させていただきます。ただし、保健医療等の特別な非公開情報(センシティブ情報)については、保険業法施行規則(第53条の10)により、利用目的が限定されています。
- お客さまからお預かりした情報は、下記の(1)～(6)の場合に提供または共同利用することがあります。
  - 個人情報の保護に関する法律その他の法令等により外部への提供が必要と判断される場合
  - 利用目的の範囲内において、あらかじめ守秘義務契約を締結した業務委託先等に提供する場合
  - 商品・サービスのご提案を行うためにグループ会社と共同利用する場合
  - 保険契約の適正なお引受け、保険金の適切なお支払い、および不適切な保険金の請求等の発生を未然に防止するために損害保険会社等の間で共同利用する場合
  - 保険金の適切および迅速なお支払いのために必要な範囲において保険事故の関係者(当事者、医療機関、修理業者等)に提供する場合
  - 再保険契約の締結や再保険金の請求等のため、本契約や保険金に関する情報を再保険会社等に提供する場合

<詳しくは>

弊社ホームページをご覧ください。弊社までお問合わせください。  
<http://www.aioinissaydowa.co.jp/>

## II 注意喚起情報のご説明

### 1 クーリングオフ説明書(ご契約のお申込みの撤回等について)

ご契約者が個人の場合で、保険期間が1年を超えるご契約の場合、ご契約のお申込み後であっても、次のとおりご契約のお申込みの撤回または解除(クーリングオフ)を行うことができます。

#### 1 クーリングオフができる期間

ご契約を申し込まれた日または本書面を受領された日のいずれか遅い日から、その日を含めて8日以内であれば、クーリングオフをすることができます。

#### 2 クーリングオフのお申し出方法

上記①クーリングオフができる期間の期間内(8日以内の消印のみ有効)に、弊社宛て(下記☒あて先参照)に必ず郵便にてご通知ください。

- (注1) ご契約を取扱った代理店・扱者では、クーリングオフのお申し出を受け付けることはできませんのでご注意ください。
- (注2) 既に保険金をお支払いする事由が発生しているにもかかわらず、知らずにご契約をクーリングオフのお申し出の場合は、クーリングオフの効力は生じず、ご契約は有効に存続するものとさせていただきます。

#### 3 払い込みいただいた保険料の取扱い

クーリングオフをされた場合には、既に払い込みいただいた保険料は、すみやかにお客さまにお返しいたします。また、代理店・扱者および弊社はクーリングオフをされたことによる損害賠償または違約金をお客さまに一切請求いたしません。ただし、保険期間の開始日以降にクーリングオフをされた場合は、保険期間の開始日(注)からクーリングオフのお申し出までの期間に相当する保険料を、払い込みいただく場合があります。(注) 保険期間の開始日以降に保険料を払い込みいただいたときは、弊社が保険料を受領した日となります。

#### 4 クーリングオフができないご契約

次のご契約は、クーリングオフをすることができませんのでご注意ください。

- ・保険期間が1年以内のご契約
- ・営業または事業のためのご契約
- ・法人または社団・財団等が締結したご契約
- ・質権が設定されたご契約(住宅ローン借入れに伴い加入した火災保険等)
- ・保険金または解約返れい金請求権等が担保として第三者に譲渡されたご契約
- ・通信販売に関する特約に基づき申し込まれたご契約
- ・第三者の担保に供されているご契約
- ・賃貸借契約等により保険加入が義務づけられている借家人賠償責任補償特約がセットされた家財のご契約

#### 5 クーリングオフのお申し出にあたりご通知いただく事項

クーリングオフのお申し出をされる場合は、次の必要事項をご記入のうえ、ハガキまたは封書で郵便にてご通知ください。

- ご契約のクーリングオフを申し出る旨の文言
- ご契約を申し込まれた方の住所、氏名・押印、電話番号(ご連絡先)
- ご契約を申し込まれた年月日
- ご契約を申し込まれた保険の次の事項
  - ・保険種類(タフ・住まいの保険)
  - ・領収証番号(保険料領収証の右上に記載の番号)または証券番号
- ご契約を取扱った代理店・扱者名
- ご契約の取扱営業店名

〒150-8488  
あて先 東京都渋谷区恵比寿1丁目28番1号  
あいおいニッセイ同和損害保険株式会社 お客さまサービスセンター 行

ご契約に際してご契約者にとって不利益になる事項等、特にご注意ください。ご契約に際してご契約者にとって不利益になる事項等、特にご注意ください。ご契約に際してご契約者にとって不利益になる事項等、特にご注意ください。

### 2 告知義務(ご契約時にお申し出いただく事項)

- ご契約者または被保険者になる方は申込書(注)に記載された危険に関する重要な事項のうち、弊社が告知を求めるとご契約時に事実を正確にお申し出いただく義務(告知義務)があります。(注) ご契約時に弊社に提出いただく書類で、ご契約に必要な内容を記載した付属書類を含みます。
- 申込書の◆印の項目について、ご契約者または被保険者の故意や重大な過失等により、お申し出いただかなかった場合や、お申し出いただいた事項が事実と異なっている場合には、ご契約が解除されたり、保険金をお支払いできない(注1)ことがあります。(注2) ご契約に際して、今一度お確かめください。(注1) 保険金を削減してお支払いする場合を含みます。(注2) 下記告知事項⑤および⑥については、ご契約の解除のみ適用します。

#### 告知事項

- ① 保険の対象の所在地
- ② 建物(注1)の構造・用法・耐火基準・面積
- ③ 建物(注1)内で行われる職業(作業)の種類および作業規模
- ④ 共通割引のうち、地震保険をご契約の場合は、地震保険の割引に関する情報(建築年割引、耐震等級割引、耐震診断割引、免震建築物割引)(注2)
- ⑤ この保険契約と補償が重複する他の保険契約または共済契約の有無
- ⑥ 住宅金融支援機構(注3)等の特約火災の有無(注4)

- (注1) 保険の対象が家財の場合には、保険の対象を収容している建物をいいます。(注2) 割引の詳細については「タフ・住まいの保険(家庭総合保険)ご契約ガイド」をご参照ください。
- (注3) 独立行政法人住宅金融支援機構(旧住宅金融公庫)をいいます。
- (注4) 保険の対象に建物が含まれる場合に限りです。

### 3 通知義務(ご契約後にご連絡いただく事項)

#### 通知事項

- ① 建物の構造、用法、耐火基準、建物内の職業(作業)の種類または作業規模を変更した場合
- ② 建物、家財などを引越しなどにより他の場所に移転した場合
- ③ 建物の買い替えや建て替えをした場合
- ④ 建物の増築・改築または一部取り壊しを行った場合
- ⑤ この保険契約で補償しない事故により、建物または家財(注)が一部滅失した場合

(注) 「家財新価実損払」をお選びいただいたご契約の家財は含まれません。

ご契約者または被保険者の故意や重大な過失により、上記の通知事項について遅滞なくご連絡いただけなかった場合、以下のとおりとなりますのでご注意ください。

ア. 通知事項の①～③に該当する場合  
保険期間の途中でであってもご契約が解除されたり、保険金をお支払いできないことがあります。

イ. 通知事項の④または⑤に該当する場合  
保険金を削減してお支払いすることがあります。

(2) その他、次のような事項が発生する場合は、遅滞なくご連絡ください。

- ① 譲渡・売却などにより建物の名義を変更する場合
- ② ご契約者の住所または連絡先を変更した場合

(3) 以下に掲げる場合においては、保険の対象がこの保険の引受範囲を超えてしまうため、保険期間の途中でであってもご契約を解除させていただくことがあります。この場合において、弊社の取扱う他の商品でお引受けできるときには、改めてご契約し直すいただくことができますが、本商品と補償内容が異なる場合があります。

- ① 保険の対象の所在地が日本国外となった場合
- ② 建物の使用目的を変更し、居住用ではなくなった場合
- ③ 保険の対象である家財のすべてを設備・什(じゅう)器として使用する場合

#### 4 重大事由による解除

保険金を支払わせることを目的として損害または費用を発生させた場合や、詐欺を行った場合などについては、ご契約が解除されたり、保険金をお支払いできないことがあります。

#### 5 無効、取消し、失効について

下記の事由に該当した場合について、既に払い込みいただいた保険料の取扱いは以下のとおりです。

- ご契約者が保険金を不法に取得する目的または第三者に保険金を不法に取得させる目的をもって契約を締結した場合は、この保険契約は無効となります。既に払い込みいただいた保険料は返還できません。
- ご契約者または被保険者の詐欺または強迫によって契約を締結した場合は、この保険契約は取消しとなることがあります。既に払い込みいただいた保険料は返還できません。
- ご契約者または被保険者が保険の対象を譲渡した場合、または保険の対象の全部が失われた場合はこの保険契約は失効となります。この場合、保険期間のうち未経過であった期間の保険料を返還します。(注) 詳細は代理店・扱者または弊社までお問い合わせください。

(注) **12** 保険金支払後の保険契約 (1)に該当する場合は取扱いが異なります。

#### 6 保険責任開始期

- 保険責任は、保険期間の初日の午後4時(申込書に異なる時刻が記載されている場合はその時刻)に始まります。
- 保険料は、「保険料の口座振替に関する特約」などの特定の特約をセットした場合を除き、ご契約およびご契約内容の変更と同時に払い込みください。保険始期日以降であっても、代理店・扱者または弊社が保険料を領収する前に発生した事故による損害に対しては保険金をお支払いできません。

#### 7 保険金をお支払いできない主な場合等

タフ・住まいの保険では以下の場合には保険金をお支払いできません。なお、主なものを記載しておりますので、詳細は普通保険約款・特約集をご確認ください。

- ご契約者・被保険者等の故意、重大な過失または法令違反によって発生した損害
- 戦争・外国の武力行使、暴動、核燃料物質等によって発生した損害
- 地震保険をご契約いただいていない場合は、地震等(地震・噴火またはこれらによる津波)を原因とする損壊・埋没・流失による損害だけでなく、地震等による火災(延焼・拡大を含みます)損害や、火元の発生原因を問わず地震等によって延焼・拡大した損害(地震火災費用保険金はお支払い対象となる場合があります)

地震等の損害を補償するには、別途「地震保険」が必要です。「建物」または「家財」をご契約いただく場合で、地震保険のご契約を希望されない場合は、申込書の「地震保険ご確認欄」に署名または押印ください。  
地震保険の詳細は、「契約概要のご説明」に記載の地震保険の概要をご参照ください。

#### 8 分割保険料の払込猶予期間等の取扱い

- 第2回目以降の分割保険料(長期年払でご契約の場合の年額保険料を含みます。)は、毎月の払込期日(注1)までに払い込みください。なお、払込期日までに払い込みがない場合は、払込期日の翌月末まで払い込みの猶予があります(注2)(注3)が、猶予期限を過ぎても保険料の払い込みがない場合には、保険金をお支払いできません。また、ご契約が解除される場合がありますので、ご注意ください。  
(注1) 保険証券に記載された払込期日とします。以下、同様とします。  
(注2) ただし、ご契約者の故意および重大な過失がなかった場合は、払込期日の翌々月末まで払い込みを猶予します。  
(注3) 保険料の払込方式により異なります。詳細は代理店・扱者または弊社までお問い合わせください。
- 分割払、団体扱・集団扱でご契約の場合、弊社が保険金をお支払いすべき事故が発生した場合には、未払い込み保険料をご請求させていただくことがあります。

#### 9 解約と解約返れい金について

ご契約後、保険契約を解約される場合には、代理店・扱者または弊社までお申し出ください。解約の条件によっては、弊社の定める規定により保険料を返還、または未払い込み保険料等をご請求させていただくことがあります。また、返還される保険料があっても多くの場合は、払い込みいただいた保険料の合計額より少ない金額になりますので、ご契約はぜひ継続することをご検討ください。詳細は代理店・扱者または弊社までお問い合わせください。

#### 10 保険会社破綻時の取扱い

引受保険会社が経営破綻した場合など業務または財産の状況が変化したときには、保険金、解約返れい金等のお支払いが一定期間凍結されたり金額が削減される場合があります。タフ・住まいの保険は、ご契約者が個人、小規模法人(経営破綻時に常時使用する従業員等の数が20人以下である法人をいいます)またはマンション管理組合(以下、「個人等」といいます)である場合に限り「損害保険契約者保護機構」の補償対象であり、経営破綻した場合の保険金、解約返れい金等は80%まで補償されます。ただし、破綻後3か月以内に発生した保険事故に係る保険金は100%補償されます。また、ご契約者が個人等以外の保険契約であっても、被保険者が個人等であり、かつ保険料を負担している場合は、その被保険者に係る部分については、上記補償の対象となります。居住用建物または家財を保険の対象とする地震保険は、「損害保険契約者保護機構」の補償対象であり、経営破綻した場合の保険金は100%、解約返れい金等は全額が補償されます。

#### 11 万一、事故が発生した場合のご注意

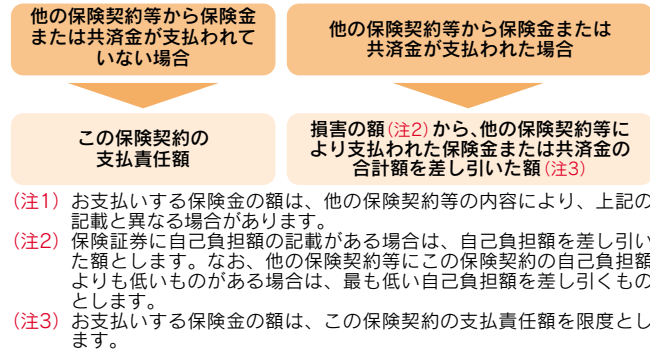
##### 1 事故の発生

- 事故が発生した場合には、遅滞なくご契約の代理店・扱者または弊社までご連絡ください。ご連絡がないとそれによって弊社が被った損害の額を差し引いて保険金をお支払いすることがあります。
- この保険契約と補償が重複する他の保険契約等がある場合には、事故のご連絡の際にお申し出ください。
- 賠償責任・法律相談費用・弁護士費用等を補償する特約をご契約の場合、賠償事故・被害事故に関わる示談交渉・弁護士への法律相談・損害賠償請求権の委任等は、必ず事前に弊社とのご相談の上、おすすめください。

##### 2 他の保険契約等がある場合の保険金のお支払い

補償が重複する他の保険契約等がある場合、発生した損害に対して既に支払われた保険金の有無によって、弊社がお支払いする保険金の額が異なります。詳細は普通保険約款・特約集をご確認ください。

＜保険の対象が建物の場合に弊社がお支払いする保険金のイメージ＞(注1)



#### 3 保険金の支払請求時に必要となる書類等

被保険者には、下記のうち弊社が求める書類をご提出していただく必要があります。なお、必要に応じて下記以外の書類のご提出をお願いする場合がありますので、ご了承ください。

- 弊社所定の保険金請求書(個人情報取扱いに関する同意を含みます)
- 弊社所定の損害(事故)状況報告書  
※事故日時、発生場所、原因等をご申告される書類をいいます。また、損害(事故)状況を確認するためにこの報告書の他、(4)①または(5)①に掲げる書類もご提出いただく場合があります。
- 保険金の請求権をもつことの確認資料  
書類の例  
・委任状 ・印鑑証明書、資格証明書 ・未成年者用念書  
・戸籍謄本  
・家族関係の証明書類(住民票、健康保険被保険者証) など
- 保険の対象に発生した損害や費用等に関する保険金をご請求いただく場合に必要となる書類  
①損害等の発生を示す書類  
書類の例  
・公的機関が発行する証明書(罹災証明書、事故証明書)またはこれに代わるべき書類(被害届出受理番号を記入した書類)  
・預貯金証書の盗難の場合は金融機関が発行する証明書  
・事故原因、発生場所、損害状況の見解書、写真 など  
②損害の額等を示す書類  
書類の例  
・修理見積書、損害明細書、請求明細書、領収書  
・損害内容申告書  
・購入時の領収書、保証書、仕様書  
・図面(配置図、建物図面)  
・費用の支出を示す書類 ・賃貸借契約書、家賃収入台帳  
・復旧工程表 など  
③保険の対象であることを証明する書類  
書類の例  
・建物登記簿謄本、固定資産台帳登録証明申請書  
・固定資産課税台帳写  
・所有権区分に関する確認書、マンション管理規約 など  
④この保険契約に質権が設定されている場合に必要書類  
書類の例  
・質権直接支払指図書 ・質権者の保険金請求書  
・質権の債権額現在高通知書  
・保険金支払先確認書 など  
⑤その他の書類  
書類の例  
・権利移転書  
・調査同意書(弊社が事故または損害の調査を行うために必要な同意書) など
- 損害賠償責任に関する保険金をご請求いただく場合に必要となる書類  
①損害賠償事故の発生を示す書類  
書類の例  
・公的機関が発行する証明書(罹災証明書、事故証明書)またはこれに代わるべき書類(被害届出受理番号を記入した書類)  
・示談書またはこれに代わるべき書類  
・賃貸借契約書、マンション管理規約、居住者名簿  
・預り伝票など受託物であることの確認資料  
・事故原因、発生場所、被害状況の見解書、写真 など  
②損害賠償の額を示す書類  
書類の例  
・修理見積書、請求明細書、領収書 ・損害賠償内容申告書  
・購入時の領収書、保証書、仕様書  
・図面(配置図、建物図面)  
・弊社所定の診断書、診療報酬明細書、後遺障害診断書、施術証明書兼施術費明細書  
・レントゲンなどの検査資料 ・死亡診断書、死体検案書  
・葬儀費明細書、領収書  
・交通費、諸費用の明細書 ・その他の費用の支出を示す書類  
・休業損害確認資料(休業損害証明書、源泉徴収票、所得証明書、確定申告書)  
・受領している年金額の確認資料  
・労災からの支給額の確認資料 など  
③その他の書類  
書類の例  
・権利移転書  
・先取特権に関わる書類(被害者への賠償金のお支払いを証明する書類、被害者承諾を証明する書類)  
・調査同意書(弊社が事故または被害の調査を行うために必要な同意書) など

#### 4 保険金のお支払時期

弊社は**3** 保険金の支払請求時に必要となる書類等に掲げる書類をご提出いただいてからその日を含めて30日以内に、保険金をお支払いするために必要となる項目の確認を終えて、保険金をお支払いします。ただし、特別な照会または調査が必要な場合には、弊社は普通保険約款・特約に定める期日までに保険金をお支払いします。詳細は代理店・扱者または弊社までお問い合わせください。

#### 5 保険金の代理請求

意思判断能力を著しく失った場合等、被保険者または損害賠償請求権者に保険金または損害賠償額を請求できない事情がある場合には、これらの方の親族が代理人として被保険者または損害賠償請求権者に代わって保険金または損害賠償額を請求できる場合があります。詳細は代理店・扱者または弊社までお問い合わせください。

#### 6 保険金請求権の時効

保険金請求権については時効(3年)がありますのでご注意ください。保険金請求権が発生する時期等、詳細は普通保険約款・特約集をご確認ください。

#### 12 保険金支払後の保険契約

- タフ・住まいの保険は、損害保険金(注1)のお支払額が1回の事故で保険金額(注2)の80%を超えた場合、損害発生時に終了します。なお、80%を超えないかぎり、保険金のお支払いが何回あっても保険金額は減額されずにご契約は満期日まで有効です。  
(注1) 通貨等の盗難の場合などを除きます。  
(注2) 保険金の支払基準を「新価」としたご契約で、保険金額が再調達価額を超えるときは再調達価額、保険金の支払基準を「時価」としたご契約で、保険金額が時価額を超えるときは時価額とします。

- 地震保険は、損害の認定が全損となり、保険金をお支払いした場合は、ご契約は損害発生時に終了します。なお、全損以外の認定による保険金のお支払いの場合には、保険金のお支払いが何回あっても保険金額は減額されずにご契約は満期日まで有効です。

#### ⚠️ その他ご注意ください

- ご契約の手続きが完了した後、1か月経過しても保険証券が届かない場合は、弊社までお問い合わせください。
- 弊社および他の損害保険会社との共同保険契約となる場合には、各引受保険会社は分担割合に応じて、連帯することなく単独個人に責任を負います。弊社は、幹事保険会社として、他の引受保険会社を代理・代行して保険料の受領、保険証券の発行、保険金のお支払いその他の業務を行っております。
- 保険料を払い込みいただく際は、団体扱保険料分割払特約等特定の特約がセットされた場合を除いて、弊社所定の保険料領収証を発行することとしておりますのでご確認ください。
- ご契約にあたっては、運転免許証や健康保険被保険者証等により、お客さまのお名前、生年月日およびご住所の確認をさせていただく場合がございます。その他、解約返れい金の受取り時など、お客さま(返れい金の受取人)のお名前、生年月日およびご住所の確認をさせていただく場合がございます。
- 保険期間中に以下に掲げる事項が発生した場合は、本契約をご解約後、改めてご契約いただく必要がありますのでご了承ください。  
(1) 補償プランの変更を希望される場合  
(2) 保険金の支払基準の変更を希望される場合  
(3) ご契約の建物の使用目的が自動車リサイクル工場など所定の作業を行うことになった場合  
(4) ご契約の建物がM級または1級の場合で、建物の延床面積が6,000㎡以上になった場合  
(5) 工場物件または倉庫物件に該当することになった場合
- 以下に掲げる事項に該当する場合は、すみやかに代理店・扱者または弊社までご連絡ください。  
(1) ご契約時に実際の再調達価額または時価額より建物または家財の保険金額を高く設定していたことに気がついた場合  
(2) ご契約後に建物または家財の価額が著しく減少した場合
- 保険証券は大切に保管してください。また、個人のお客さまが居住用建物または家財を保険の対象とする地震保険をご契約いただいた場合、保険証券に添付された控除証明書は地震保険控除を受ける際に必要となりますので大切に保管してください。